

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 三条市 (都道府県: 新潟県)
本事業の担当部局名 市民部地域経営課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	三条市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,200,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 三条市においては、市としての少子化対策を「すまいる子ども・若者プラン」として取りまとめ、総合的な取組を進めているところである。 婚姻については、令和3年の婚姻数が279件、婚姻率が3.0%と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:令和2年の婚姻数が302、婚姻率が3.2%/令和元年婚姻数343件、婚姻率3.6%)。(出典:新潟県福祉保健年報)</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 三条市では、少子高齢化対策として、子育て・保育環境を充実させることに取り組んでいる。安心して子育てを楽しめる環境の形成を行うことで、子育て世代が将来、子どもを授かる事を積極的に考えられるような環境作りを目指す。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 三条市「すまいる子ども・若者プラン」では、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の形成を目標とし、「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念として、子育て支援に重点を置き施策を展開してきた。 本事業は、結婚支援を糸口とした新たな少子化対策の取組に位置づけられる。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が750万円未満 ※合計所得500万円以上の世帯分は一般財源で対応
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が100万円 ※60万円を超える分は一般財源で対応
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が70万円 ※30万円を超える分は一般財源で対応	
【対象費目】				
<input type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
※(注)3				
【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれか一方又は双方が結婚等を機に転入 ・補助金の交付を受けた日より3年以上継続して市内に居住する意思があること。 				

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	4	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年度申請見込がほぼ当初の申請見込件数通りであったことから、事業実施2年目である本年度も、令和5年度とほぼ同様と見込む。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	5 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	4 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 =	600,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
	(継続補助)	2,100,000 円	
	合計	4,200,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・SNS等若年層の利用が多いWEBメディアでの発信
- ・ハウスメーカー等の民間建築事業者を通じた周知
- ・婚姻届等提出時にチラシ配布

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	11 (令和6年)	1 (令和5年12月現在)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.3 (令和4年)	
	婚姻件数		件	259 (令和4年度)	
婚姻率			2.8 (令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	11	5 (R5年度)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	0 (R5年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0 (R5年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	新潟県の公共施設等でのチラシ等の配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。 また、新潟県が実施する「あなたの婚活」応援プロジェクトと連携しながら事業を展開していく。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	結婚式場や住宅展示場、その他市内の若年層が集まる施設等でのチラシ設置				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。